



法テラス

【利用料無料、電話・オンライン対応可】

「ケース会議 支援制度」のご案内

— 困難事例を抱える福祉のチームに 地域の弁護士も —



法テラス和歌山
平日9時～17時

050-3383-5457

1. 制度概要

例えばこんなケースで利用できます。

高齢の夫の財産を、これまで妻が管理してきたが、妻も高齢となり財産管理を続けるのが難しくなった。今後どうすればよいか、支援者としても把握しておきたい。

障害のある本人のところに、クレサラ業者から頻繁に督促が届くが、本人は対応する必要性を感じていない。このまま放置して大丈夫か、支援者としては心配。

- 法テラスの契約弁護士を下記2の要件を満たす会議に派遣します。
- 対面のほか、電話・オンラインによるケース会議も対象です。
- 利用料は無料です。
※電話・オンラインで実施した場合の通信料は各自負担です。
- 弁護士も福祉の一部です。
福祉の問題に含まれた法律問題を弁護士が適時に発見・解決することで、困難事例の解決につながる場合があります。
- 本制度は令和8年2月28日までの制度です。

2. 支援の要件

① 対象機関

和歌山県内の
地域包括支援センター
基幹相談支援センター
居宅介護支援事業所
特定相談支援事業所
障害児相談支援事業所
病院

② 対象のケース会議

- 令和8年2月28日までに実施する会議であること
- 高齢者・障害者虐待に係るケースではないこと
※『高齢者・障害者虐待対応専門職チーム派遣』をご利用ください。
- 本人の利益を図る目的で実施する個別会議であること
※特定個人を離れて地域課題を検討する会議は含みません。
※参加者の人数や本人の同席有無は問いません。
- 法テラスの実施する他の法律相談援助の利用が適当でないこと

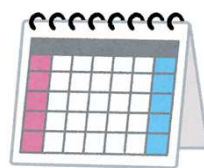
3. ご利用方法

Step1 申込



法テラス和歌山宛に、
お申込みください。
TEL 050-3383-5457
FAX 073-425-9201

Step2 日程調整



法テラスから担当弁護士を
ご紹介します。
(調整にお時間をいただく場合があります。)
担当弁護士との間で、
ケース会議の日時・場所等を
調整してください。

Step3 ケース会議実施



対面によるケース会議では、
会議実施の確認のため、
所定用紙にご署名をいただきます。

ケース会議への弁護士派遣制度利用について

法テラス和歌山

1 申込み方法

- ・ 法テラス和歌山に電話（050-3383-5457）。
- ・ 法テラス和歌山に「ケース会議弁護士派遣申込書」をFAX。
- ・ なお、FAXでお申込を頂いた場合も、法テラス和歌山からご担当の方にお電話を差し上げて、事案の概要を伺うことがあります。

2 ケース会議の日時と申込期限について

(1) ケース会議の日時について

ケース会議の日時が決まっていない場合、担当弁護士が決定してから当該担当弁護士との間で日程を調整して下さい。

(2) ケース会議の日時が決まっている場合

- ・ 予定の空いている弁護士を探す必要がありますので、ケース会議実施予定日の2週間以上前にお申し込み下さい。
- ・ 予定の空いている弁護士が見つからない場合、日程の変更をお願いする場合があります。

3 実施の可否についてのご連絡

- ・ 担当弁護士が決まりましたら、法テラス和歌山から、当該弁護士の氏名および連絡先を申込機関にお伝えします。
- ・ ケース会議の日時・場所が決まっている場合には、法テラス和歌山から担当弁護士に日時場所をお知らせします。ケース会議の日時・場所が決まっていない場合には、上記2(1)のとおり、申込機関のご担当の方において、担当弁護士との間で日程調整をしてください。

4 ケース会議への弁護士の出席の方法

- ・ 現地への出席の方法のほか、WEB（zoom等）での出席が可能であれば、担当弁護士の派遣が容易になります。
- ・ 弁護士をWEBで派遣する場合の申込機関における機材は、申込機関でご用意下さい（担当弁護士の機材は担当弁護士が用意。）。

5 弁護士以外にケース会議に出席を予定される方

- ・ 本人を含め、ケース会議には、本人を支援する立場の方（支援する予定の方を含みます。）であれば、どなたにご出席頂いても構いません。
- ・ 特に、本人の判断能力に課題があつて成年後見等の利用の可否や当否が問

題となっているケースにおいては、当該市町村の担当部署の方にご出席頂いた方が、根本的な解決につながりやすいと考えられます。

- ・ ご出席の要請は、申込機関において行ってください。
- ・ どなたがケース会議にご出席になる予定であるかは、事前に担当弁護士にお伝えください。

6 典型的な利用ケース（あくまで、「例」ですので、このようなケースに限らず、法的ニーズがあると考えられる場合には、法テラス和歌山にお問い合わせください。）

- 高齢の夫の財産を、これまで妻が管理してきたが、妻も高齢となり財産管理を続けるのが難しくなった。今後どうすればよいか、支援者としても把握しておきたい。
 - 弁護士が、成年後見等の申立てを行うべき事案であるか等について、専門家としての見解を伝えることで、本人と支援者で今後の方針を共有することができます。
- 障害のある本人のところに、クレサラ業者から頻繁に督促が届くが、本人は対応する必要性を感じていない。このまま放置して大丈夫か、支援者としては心配。
 - 弁護士が法律的に正しい知識を障害のある本人に伝えることで、債務整理等の必要性を実感し、本人が弁護士に依頼して負債が整理される可能性があります。
- ※ 高齢者・障害者虐待に係るケースは、『高齢者・障害者虐待対応専門職チーム派遣』（お問い合わせ先 一般社団法人和歌山県社会福祉士会）をご利用いただき、それ以外のケースで、法テラスのケース会議弁護士派遣をご利用ください。

7 弁護士の立場についての注意点

- ・ 申込機関の立場に立った相談ではなく、あくまで「第三者的」な立場での相談になります。
- ・ したがって、本人が弁護士に依頼する必要があると判断されても、そのまま当該弁護士が受任できるとは限りません。
- ・ 担当弁護士において弁護士による事件処理の必要があると判断し、本人が希望された場合には、担当弁護士が本人の代理人になる場合もあります（当該弁護士が受任可能であると判断した場合に限ります。）が、別途、別の弁護士への相談を促すこともあります。
- ・ 本人が弁護士に依頼する場合は、法テラスの利用条件にあてはまるときは、法テラスの無料法律相談や弁護士費用の立替えが利用できます。

ご提供いただいた情報は、ケース会議対応のため法テラス及び担当弁護士において共有します。
また、司法アクセスを向上を図るために必要な範囲で関係機関と共有することがあります。

日本司法支援センター ケース会議弁護士派遣申込書

法テラス和歌山 宛
(FAX : 073-425-9201)

年 月 日

申込機関	機関名		担当者名	
	所在地	(連絡先) - -		
通信欄 (ケースの概要・ 対応希望日等) ※別紙添付可		*ケース会議の日時が決まっていない場合、担当弁護士が決定してから当該担当弁護士との間で日程を調整して下さい。ケース会議の日時が決まっている場合、実施予定日の2週間以上前にお申し込み下さい。予定の空いている弁護士が見つからない場合、日程の変更をお願いする場合があります。 * 弁護士がWEBで出席する方法も可能な場合は、以下にチェックしてください。		
		<input type="checkbox"/> 弁護士がWEBで出席する方法も可能		

本人の状況 *実施する案件が確定している場合は、以下もご記入ください。

年齢	性別	心身状態
<input type="checkbox"/> ~19歳	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 身体障がい
<input type="checkbox"/> 20~64歳		<input type="checkbox"/> 知的障がい
<input type="checkbox"/> 65~74歳		<input type="checkbox"/> 精神障がい
<input type="checkbox"/> 75歳~		<input type="checkbox"/> 発達障がい
		<input type="checkbox"/> 認知症 (疑い含)
	<input type="checkbox"/> 要支援	
	<input type="checkbox"/> 要介護	